

インターネット公売を実施します

図 収納課 (☎27-8804)

市税などを滞納している人から差し押さえた財産を「KSI官公庁オークション」で公売します。参加申し込みや入札は「KSI官公庁オークション」のHP (<http://kankochon.jp/gov/6066167829?p=au>) から受け付けます。公売は中止する場合があります。事前に市HPを確認してください。



▲市HP

参加申込期間 8月20日(火)午後1時から9月10日(火)午後11時まで
入札期間 9月17日(火)午後1時から24日(火)午後1時まで
対象物件 左表のとおり

対象物件

所在地	地目・種類	登記上の面積
若葉町	宅地	76.76㎡
	居宅	1階 46.61㎡ 2階 28.98㎡
連取町	宅地	152.77㎡
	居宅	1階 51.13㎡ 2階 42.85㎡

オープンガーデンいせさき新規参加者募集

図 GX推進課 (☎27-5596)

自宅の庭をオープンガーデンとして開放してくれる人を募集します。洋風・和風は問いません。花や緑のある自慢の庭を開放し、たくさんの人に見てもらいませんか。

公開月 令和7年4月～6月

対 市内に在住の人

申 電話でGX推進課へ



▲市HP



▲皆さんの自慢の庭を公開してませんか

景観まちづくり賞の候補を募集

図 都市計画課 (☎27-6279)

景観に対する関心を高め、本市の魅力ある景観まちづくりを進めるため、良好な景観づくりに貢献する建築物や土木構造物・造園・工作物・屋外広告物・まちづくり活動を「景観まちづくり賞」として表彰します。ぜひ応募してください。

建築物デザイン部門

良好な景観づくりに貢献する建築物の、所有者・設計者・施工者を表彰します。

【建築物の例】

- 住宅、店舗、事務所、商業施設、公共施設、倉庫、工場などの建築物
- 歴史を感じさせる建築物などを再生・リフォームしたものの

土木構造物・造園・工作物デザイン部門

良好な景観づくりに貢献する造園や工作物などの、所有者・設計者・施工者を表彰します。

【造園・工作物などの例】

- オープンガーデン、門、塀、モニ

ユメントなどの修景施設や工作物

屋外広告物デザイン部門

良好な景観づくりに貢献する屋外広告物の、所有者・設計者・施工者を表彰します。

【屋外広告物の例】

- 老舗店舗などの歴史や伝統を伝える広告物
- 色彩や文字などを創意工夫した、表現方法の優れた広告物
- 周囲の景観に調和した優れた意匠の広告物

まちづくり活動部門

良好な景観づくりに目的を継続して活動している個人・団体を表彰します。

※営利目的のものは除きます

- 「まちづくり活動の例」
- 自然景観の保全活動
- 沿道の植栽活動
- 地域の清掃活動



▲昨年度まちづくり活動部門を受賞した「あかばり小菊の里」

●地域景観の核となる建築物などを保全・管理する活動

ごみ出しルールを守ってきれいなまちづくりを

図 資源循環課 (☎27-2732)

ごみ出しルールが守られず、一部のごみ集積所が不衛生な状態になっていたり、資源として利用できるものも出るごみとして出されていたりします。一人一人がごみ出しルールを守りきれいなまちづくりと、ごみの減量、再資源化の推進に協力してください。

ごみ集積所の維持管理は誰が？

ごみ集積所の設置や維持管理は行政区の皆さんや共同住宅などの管理者が行っています。分別されていない・収集日が違うなどルールが守られずに出されたごみは、管理者の皆さんが手間と労力をかけて片付けています。

ごみ出しに関する情報は次の3つで確認！

【分別ガイドブック】

ごみ出しのルールや分け方・出し方、分別辞典を掲載しています。



▲分別ガイドブック・収集カレンダーの市HP

【収集カレンダー】

家庭の資源とごみの収集日が確認できます。

【ごみ分別アプリ「さんあ〜る」】

スマホなどでごみの分別方法や収集日を確認できます。



▲「さんあ〜る」の市HP

* * *
分別ガイドブックと収集カレンダーは市役所・各支所・各公民館でも配布しています。

飲食店・事務所などから出る事業所ごみは町内のごみ集積所には出せません

事業所ごみは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業所自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。事業所の事業活動に伴って生じた廃棄物は、その量や品目にかかわらず、町内のごみ集積所には出せません。事業所ごみは次の2種類に分類され、処分方法が異なります。



▲市HP

- 事業系一般廃棄物＝自分で清掃施設に持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する
- 産業廃棄物＝産業廃棄物の処理業者に依頼する

ごみ出しルール5原則

①決められた分別方法で！

ごみは種類ごとに処理方法が違います。分別方法を確認してから出しましょう。

②市指定ごみ袋で！

品目ごとに分類し指定ごみ袋で出しましょう。レジ袋や段ボール箱に入れて出さないでください。

③収集日の当日に！

品目ごとに決められた収集日の当日に出しましょう。ごみの散乱防止などのため、前日や夜間には出さないでください。

④朝8時30分までに！

収集作業は午前8時30分から開始します。収集の順番はごみの量や交通事情により変わります。

⑤町内で指定のごみ集積所に出す！

町内で決められたごみ集積所に出しましょう。ごみ集積所は利用者などが管理しているため指定場所以外に出さないでください。

※ごみ集積所が分からない場合は行政区の環境指導員に確認してください

